

利益相反管理方針の概要

ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・ジャパン株式会社

(1) 目的

当社は、業務を遂行するに際し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、当該おそれのある取引を予め特定し、当該取引の未然防止を図るものとします。

(2) 利益相反取引の類型

利益相反行為とは、自己または第三者の利益を優先することにより、お客様の利益を損なう行為として定義され、当社が特に回避すべき利益相反には、運用資産相互間、当社とお客様との間、当社のグループ会社とお客様との間、当社の役職員とお客様との間のそれぞれの利益相反があげられます。

(3) 管理対象となる取引の管理方法

当社の業務実態に鑑みると、利益相反のおそれのある局面は下記のようなものが想定されます。

- ① お客様の犠牲により、当社または当社関係者が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合。
- ② お客様との取引の結果、当社または当社関係者がお客様の利益とは明確に区別される利益を取得する場合
- ③ お客様の利益よりも他のお客様を優先する経済的その他の誘因がある場合。
- ④ 当社または当社関係者がお客様と同一の業務を行っている場合。
- ⑤ 当社または当社関係者が、お客様以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る場合、または将来得ることになる場合。

当社においては下記の通り利益相反を管理します。

① 運用資産間の利益相反

投資運用業におけるお客様の運用資産相互間の取引については、原則として行いません。

ただし、例外的に行う場合には、事実の開示、文書によるそれぞれのお客様の同意の取得および適正な価格での取引を行うなどの対応を行います。

② 当社または当社のグループ会社とお客様との間の利益相反

当社が自己投資を行う場合には、自己投資に係る決裁においてその処分等に関する方針等を明確にし、自己の利益をお客様の利益より優先しているとみなされないように留意します。

また、当社のグループ会社が発行した有価証券、あるいは当社のグループ会社が投資運用会社の任にある投資信託等を当社が投資一任契約により運用資産に組入れる場合または当該投資信託等に関する助言を行う場合には、利益相反のリスクに十分留意する必要があります。

これらの利益相反関係については、一般社団法人投資顧問業協会規則に従って管理します。

③ 当社の役職員とお客様との間の利益相反

当社の役職員が自己の計算で株式等の取引を行う場合にはお客様の取引との利益相反が起こりえます。そのため、当社は、管理対象会社の運用資産のための取引が行われる前後の一定期間、役職員の取引を禁止するなど、運用資産との利益相反行為を回避するための弊害防止措置を定めています。

（４） 管理体制

他部署から独立した利益相反管理統括者および利益相反管理統括部署を設置し、当社における利益相反の一元的な管理を統括するほか、既存の業務における利益相反管理の妥当性の検証および必要な変更を適宜行い、また新たな業務に取り組む場合には、利益相反の観点から十分な検討を行います。

（５） 社内検査

利益相反管理統括部署は、利益相反管理に係る人的構成および業務運営体制について、定期的に検証します。

以 上